

京都府人権尊重の共生社会づくり条例（仮称）の骨子案

前文

- 基本的人権について定めた憲法の下、国においては、人権諸条約などの国際準則にもとっとり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られ、近年も、個別の人権問題に関する法律が相次いで成立
- 京都府においても、人権教育・啓発推進法に基づき、人権尊重の理念を広く府民に浸透させるための施策を実施するなど、人権尊重に関する現行法制の下、国、市町村及び関係機関等と連携して取組を推進
- しかしながら、人権問題の生起が止むことはなく、不当な差別その他の人権侵害が存在。特に、インターネット上の人権侵害には、誰もが被害者にも加害者にもなり得るだけでなく、違法なものも生じており、このように人権が侵害された場合の被害者救済を一層推進することが期待されているところ
- また、人権が人々の間で共に尊重されることが必要であるが、そのためには、社会生活の正しい秩序が保持され、全ての人が自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自己的人権と同様に他人の人権も尊重すべきであるという意識を、より一層浸透させなければならないという課題も存在
- こうした状況において、私たちは、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、全ての人が地域で「守られている」、「包み込まれている」と感じ、誰もが社会に参画し、自らの可能性を伸ばすことができる社会づくりを推進しなければならない。
- 私たちは、こうした認識に立ち、府民一人ひとりが人間の尊厳を認識するとともに、それぞれが個性の違いを認め合い、互いの人権を尊重し、つながり支え合う人権尊重の共生社会づくりにたゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定

1 定義

- 人権尊重の共生社会づくり
全ての府民が、不当に差別されることなく、一人ひとりがかげがえのない存在として相互に人権を尊重し合いながら支え合う社会を形成すること。
- 人権尊重の共生社会づくり施策
人権尊重の共生社会づくりのために行う人権教育、人権啓発及び相談体制の整備

2 基本理念

- 人権尊重の共生社会づくりは、次に掲げる事項を基本に推進
 - ・ 全ての府民が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自己的人権と同様に他人の人権をも尊重すること。
 - ・ 全ての府民が、それぞれの個性を認め合う相互理解と寛容の下、つながり支え合うこと。
 - ・ 全ての府民が、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができること。
 - ・ 人権に関する相談に的確に対応することができること。

3 責務等

- 府は、基本理念にのっとり、人権尊重の共生社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に策定・実施
- 府は、人権尊重の共生社会づくり施策の策定・実施に当たっては、国及び市町村等と連携・協働
- 府民及び事業者は、基本理念にのっとり、人権尊重に関する理解を深めるよう努める。
- 府民及び事業者は、府が実施する人権尊重の共生社会づくり施策に協力するよう努める。
- 府は、人権尊重の共生社会づくり推進のため、市町村が実施する人権尊重の共生社会づくり施策に協力

4 推進計画

- 知事は、人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に実施するため、情報化の進展など社会情勢の変化により顕在化している人権に関する課題も踏まえ、次に掲げる事項を定めた推進計画を策定
 - ・ 人権尊重の共生社会づくり施策に関する基本的な考え方
 - ・ 人権尊重の共生社会づくり施策の目標
 - ・ 人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
 - ・ その他必要な事項

5 京都府人権尊重の共生社会づくり懇話会

- 知事は、人権尊重の共生社会づくり施策の効果的な実施に関する事項（基本計画の策定又は変更を含む。）について、学識経験者と意見交換するため、京都府人権尊重の共生社会づくり懇話会を開催
- 府は、懇話会の意見交換の内容を参考として人権尊重の共生社会づくり施策を実施